

6

特253

P12

昭和十三年四月三日

石油はあるか

燃料省を設けて國家
百年の大策を確立せよ

燃料國策研究會



始



3
2

特253
812

石油はあるか

燃料省を設けて國家
百年の大策を確立せよ

日本に石油があるか無いか。兎に角年々の不足分二三億圓宛金貨を拂つて外國から買つて漸く需要を充して居るのである。然らば我國の石油は全然見込がないのであるか。否掘れば現に商工省の試掘補助井秋田院内雄物川油田の如く出油して居るではないか、掘らないから出油せぬのである。商工省は時局の必要上頻りに液體燃料の節約に苦心して居る様子である。夫れも結構であるが、年々五六千萬圓宛累増する石油代を外國に拂つて居る我國が消費節約位の消極手段で追附く譯がない。死藏されて居る五六十億坪の國內油田の開發を強行して、先以て有金勘定をすることが、我國の燃料國策の大乗的第一義であらねばならぬ。



（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)



本年八月二日、政府より人造石油製造事業法案並に帝國燃料興業株式會社法案の特
別議會に提出せらるゝや、衆議院は八月二日委員會に於て

一 政府は銳意内外燃料資源の開發に努め特に國內油田に付て其調査並に試掘に關
し積極的方針を確立すべし

との附帶條件を附し、三日の本會議に於て之れを可決貴族院に廻附した。

貴族院に於ては八月六日發議者島津忠重公外五名、賛成者一條實孝公外二百二十名
により

燃料問題は時局に鑑み國策上一日も忽にすること能はず政府は單り人造石油事業の
獎勵に止まらず此際更に力を天然資源の開發に致し速に確乎たる自給自足の燃料國策
を樹立すべし

といふ建議が提出せられ、議長採決の結果全會一致を以て通過した。之れに對し吉
野商工大臣は
建議案の趣旨に付ては政府も全く同感なるを以て今後國の内外に亘り石油天然資源

の開発助成については一段の努力を致す考なりと演説した。

斯くの如きは時勢の必要から見て當然過ぎる事ではあるが、燃料問題に付て甚しく無關心であつた我國の朝野が、内外の情勢の刺戟により幾分か燃料問題が國家の興廢に關する重大案件たることを認識して來た機運の、議會に反映せるものとして慶賀に堪へざる所であつた。

貴族院の建議案に對する國務大臣の言明が、果して如何なる程度に實現せらるべきかは勿論豫測し得ないのであつたが、本會が大乗の見地より考察する所によれば、液體燃料自給自足の國策は、少なくとも貳拾億圓の燃料事業費を投じて、人造石油事業を興すと同時に、大に國內石油資源の開発を行ふ程度の計畫を樹てなくては、燃料問題の解決は到底不可能である。

然れども本會の提唱する此理想案の實現は現下の情勢に於て到底不可能なるを以て本會は慎重研究の結果、國內石油資源開發に關する應急對策案を作成し、十月十四日坂本會長は評議員公爵一條實孝辻村楠造富田幸次郎眞野文二宮田光雄野田武夫長谷川

尙一の諸君と同道、近衛首相以下各國務大臣參謀本部海軍々令部樞密院議長貴衆兩院議長を歴訪し建議書として之れを手交した。

此應急對策の骨子は、國內石油資源開發資金參億圓を以て、五ヶ年繼續事業として内地及南樺太臺灣油田の試掘を強行し、内地のみにて五ヶ年後に産油増加量百六十萬噸を得んとするにある。詳細の數字に關する説明は昭和十二年十一月十四日本會發行國內石油資源開發に關する應急對策豫算並に建議説明書を参照せられんことを望む。

蓋本會に於ては貴族院に於ける商工大臣の言明が少くも此程度に實現すべきを幾庶し、慎重研究の結果實行可能の應急對策を練つて建議したのであつて、此案による試掘に必要な人的要素についても物的要素についても、充分に研究の結果其實行の可能性を確信するのである。

然るに最近發表された十三年度國內油田試掘獎勵金豫算總額を見るに僅に百七十萬圓に過ぎない。當局はこれでも前年度に比して倍數以上の豫算だと得意の積りか知れぬが、試掘井深度千貳百メートルのロータリー式又は綱掘式を一本掘るには三十萬圓

を要するのである然るに十三年度試掘補助獎勵法の如く國家が三分の二を支出するも百七十萬圓の小額では僅に八本の試掘費に過ぎない斯かる僅少の金額で五十億坪の試掘をなさんとするも不可能ではないか。之れを本會の提唱する應急對策豫算と比較すれば霄壤營ならず、斯くの如きは從來の估息千萬なる試掘獎勵金の制度を踏襲せるに止まり、國內石油資源開發の前提たる試掘は到底望まれないのである。斯かる姑息手段を繰返して年々石油代金として海外に流出する三億圓以上の金貨の始末を如何にする積なのか全く了解に苦しむのである。即ち貴族院の建議案に對し、天然石油資源の開發助成については一段の努力を致す考なりと言明した商工大臣の演説は一片の辭令に過ぎなかつたのである。

七億七千萬圓の人造石油事業のみを以て我國燃料の自給自足が完了すると思ふのは大間違で、之れを以てしても五ヶ年後の需要の四分の一即ち百六十五萬噸の重油揮發油を得るに過ぎないのである。我國の對外石油代金の支拂高は年々五六千萬圓宛累増して居る、十一年度の對外石油支拂代金は貳億圓で、十二年度は貳億五千萬圓程度を

豫想されたが、日支事變勃發の爲め恐らく三四億圓に激増するであらう。此夥しい石油の海外流出を目前にして、國內石油資源開發費豫算僅々百七十萬圓と言ふに至つては唯啞然たる外ないのである。

支那の事變が如何に終局するにせよ、其後に來るものに考及ぶ時我國の東洋の盟主としての地位は益々困難になるものと覺悟せねばならぬ、國歩如何に困難なりとも我國は飽くまで亞細亞の指導勢力を確保し、以て世界の平和人類の福祉に盡すべき使命を課せられて居るのである、國民は須らく一層責任の重大なることを覺悟せねばならぬ。

支那事變に際し皇軍の壓倒的勝利は勿論忠勇無雙の我將卒が義勇奉公戰爭に従事した結果たるを疑はないが、一面飛行機戰車軍用自動車等の威力が勝敗を決する重要勢力であつた實狀に直面して、何人も戰時に於ける液體燃料の重要性を認識せざるはないであらふ。獨り戰時に止まらず商工業に交通に我國が亞細亞の盟主として列國の侮を受けまい爲めには、何を措いても國家活動の源泉たる液體燃料の自給自足に到達し、

國家の血液を充實せねばならないのである。我國が毎日支那に對し徹底的膺懲を加へ、獨伊滿三國と防共協定を結んだことにより世界の形勢は一大轉化を來すであらふ、然かも我協定の向側に立つ米國英國蘇聯が手を組めば、世界の石油を壟斷して我國に對し石油封鎖を行ふことは何でもないのである。而して我防共協定國側は何れも我國と同じく液體燃料については貧血國であるのは皮肉である。我國は萬一海外から石油輸入の途杜絶した場合の覺悟をきめてかゝらねば、イザといふ時に絶對絶命の危地に陥ること火を賭るより明である。メキシコの石油事業に乗り出した英國の機敏巧妙な外交政策は誠に敬服に値する。悲しい哉海外油田の獲得等は今の所到底我國の企て及ばぬ所である、我國の外交當局實業家に、メキシコの石油事業に割り込んで行つた英國を見倣へと言ふのは無理な注文である。結局我國の燃料國策は人造石油事業に重點を置くか、國內石油資源開發に重點を置くか、更に此兩者を如何なる割合で實行するかと根本問題である。幸我國は五六十億坪の含油地帯に恵まれて居るのであるから、先以て國內油田を開發するのが常識である。然かも我國が斯く廣大な含油地帯に恵まれ

ながら、石油事業今猶甚だ幼稚にして、これを二十年前に比べて大差あるを見ないのは、要するに我國の石油事業に關する法制、事業に對する當局の方針が一ヶ年一二千萬圓の石油を輸入すれば済んで居た二十年前も、年々二三億圓も輸入しなければならなくなつた今日も依然として一步を進めて居ないが爲めに外ならぬのである。即ち現行の試掘補助獎勵法の如きも、石油の有無が國家の存亡に關する重大問題なるが故に普ねく國內の大含油地帯に亘りて試掘を強行して、我國油田の價值を確かめ、これによりて燃料國策の根本方針を定めんとする大局に着眼した法制ではなく、單に個人の試掘井に對し如何なる程度の補助を與ふるのが適當であるかの點から立案された當座の法制に過ぎないのである、換言すれば現在の試掘補助獎勵法は燃料國策の如き大問題を對照とした制度ではないのである。

現行の試掘補助獎勵法によれば試掘費の半額を政府が負擔し、半額を民間當業者が負擔するのであるから、試掘は國家一坑井に對し民間一坑井の割合である。商工省が十數年前から試掘補助獎勵法を實施した成績は三十坑井に對して出油井一坑の割合で

ある、即ち試掘の危険率は三十分の廿九である、國家が半額の補助獎勵金を交付したからとて此様な大きな危険率を冒して試掘に手を出す者がある筈がない。然かも現に此程度の補助金に甘んじて試掘を實行して居るもの、あるのは、補助金の交付なくとも掘つて見たいと思つて居る場所に會々補助金が出ればこそ試掘するので、それとても政府から頼まれるから一坑井掘るところを御奉公的に二坑井掘るといふ程度に過ぎないのである。故に現在の制度では百七十萬圓の補助獎勵金でさへ、民間の當業者に試掘を依頼して漸く使ひこなして居るのである。斯かる估息な制度に根本的改正を加へずして五十億坪の大含油地帯を試掘せんとするのは、恰も貝杓子を以て大海の水を汲干さんとするの類である。

嚮に本會から政府當局に提出した國內油田試掘應急對策豫算では、國家の試掘費負擔を全額の八割としたが、日支事變以來の急激なる内外情勢の變化に對應する爲めには、今日では最早八割を以て足れりとせず、九割の國家負擔とし五ヶ年の繼續事業を四ヶ年で仕上げるやうにしなければ急速に國內油田試掘の眞の目的を達することが出

來なくなつて來た。然し九割の國家負擔は餘りに多過ぎるといふ非難があるかも知れぬ。斯くの如き非難は國家がなすべき試掘と民間のなすべき營利的採掘との區別を辨へない爲めに出て來るのである。試掘は國家が燃料政策の根本的方針を定める必要上我國の有する五十億坪の大含油地帯に亘り、何れの程度に石油が存在するかを調査する爲めに掘つて見るのである。即ち國家が國內油田の價值如何を確める必要上行ふのが試掘である。故に其費用は當然國家の負擔すべきものである。國家が試掘を行つた結果有望な油田が発見されば、茲に始めて民間當業者が出資採掘する段取となるのである。即ち國家事業としての試掘があり而して後民間事業としての採掘が起るのである。然らば試掘費全部を國家の負擔とせずして一割を民間當業者に負擔せしむるの如何故であるかと言ふに、試掘は本來國家の直營すべき事業であるが直營では好果を收め難い種々の事情あるを以て、直接石油事業に利害損得の關係を有する民間當業者に責任を以て試掘に従事せしむる爲め試掘費の一割を負擔せしめんとするのである。現行試掘補助獎勵法により過去十數年間に國家は貳百貳拾萬圓の試掘獎勵金を支出

した結果六十坑井を試掘して二ヶ所の出油鑛區を確かめた、即ち秋田縣院内、及雄物川八橋、の兩油田である此割合を以てすれば、本會の應急試掘豫算參億圓を以て五十四ヶ所の油田が発見される譯である。

政府は厚生省を設けて低下せる國民の體力精神の向上を謀らんとする由、躍進日本國民の肉體精神力の向上を策することは誠に機宜の處置であるふ。同時に國家生存の原動力たる液體燃料問題は、これ以上一刻も捨て、置かれぬ大問題である。液體燃料の自給自足に成功して居る世界列強でさへも最高機關を設けて遠大なる燃料政策を行つて居る。然るに需要の九割迄海外より輸入する我國が此世界の氣勢に眼を閉ぢ、今以て液體燃料の自給自足を圖る燃料國策すら樹て、居ないといふのは迂濶千萬にも程がある。蓋我國の燃料に關する事務が商工省の一部局たる燃料局で取扱はれて居るといふ状態では燃料國策等といふ大問題の解決は到底思ひも寄らないのである。本會が嚮に政府當局に建議した國內石油資源開發應急對策は、文字の示す如く國內石油資源開發に一步を進める丈けの當面應急策たるに止り、決して石油國策の全部ではなく、況

んや大局的の燃料國策から見れば、僅かに其一端たるに過ぎないのである。本會は此程度の對策なれば商工省として實行可能であると信じたのであるが、發表された豫算によれば燃料國策の末梢ともいふべき應急對策さへ全然考慮されて居ないのである。前にも述べた通り石油代金として海外に流出する金貨は一年約三億圓以上である。本會の國內石油資源開發應急對策即ち試掘費豫算案は三億圓五ヶ年繼續なるを以て一ヶ年六千萬圓、四分利公債を以てこれを支辨すれば僅に一年貳百四拾萬圓の利子で足るのである。今假りに一年分の油代金を國內油田の試掘に振向けて、本會の應急對策を實行すれば五ヶ年後には少くとも百六十萬噸の國內產油増加を得られるのである。此見易き道理さへ判らず、依然として姑息極まる試掘補助獎勵法から一步を進めない様では、燃料問題の解決は商工省に任して置いたのでは百年清河を待つが如きものである。日支事變を一轉期として我國の世界的地位は一變した、我國は亞細亞の盟主として世界最強國の實力を保有せねばならぬ、世界最強國の地位を確保せんが爲めには斷然燃料問題を解決して國家の活動力を充實せねばならぬ。即ち政府は直ちに燃料省を設け

て、速かに液體燃料の自給自足に到達すべき高遠なる燃料國策を確立し、之れを實行して時局に對應することが今日の最大急務である。

二三

昭和十三年四月三日

燃料國策研究會

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

昭和十三年一月十六日印刷
昭和十三年一月二十日發行
昭和十三年四月三日再版

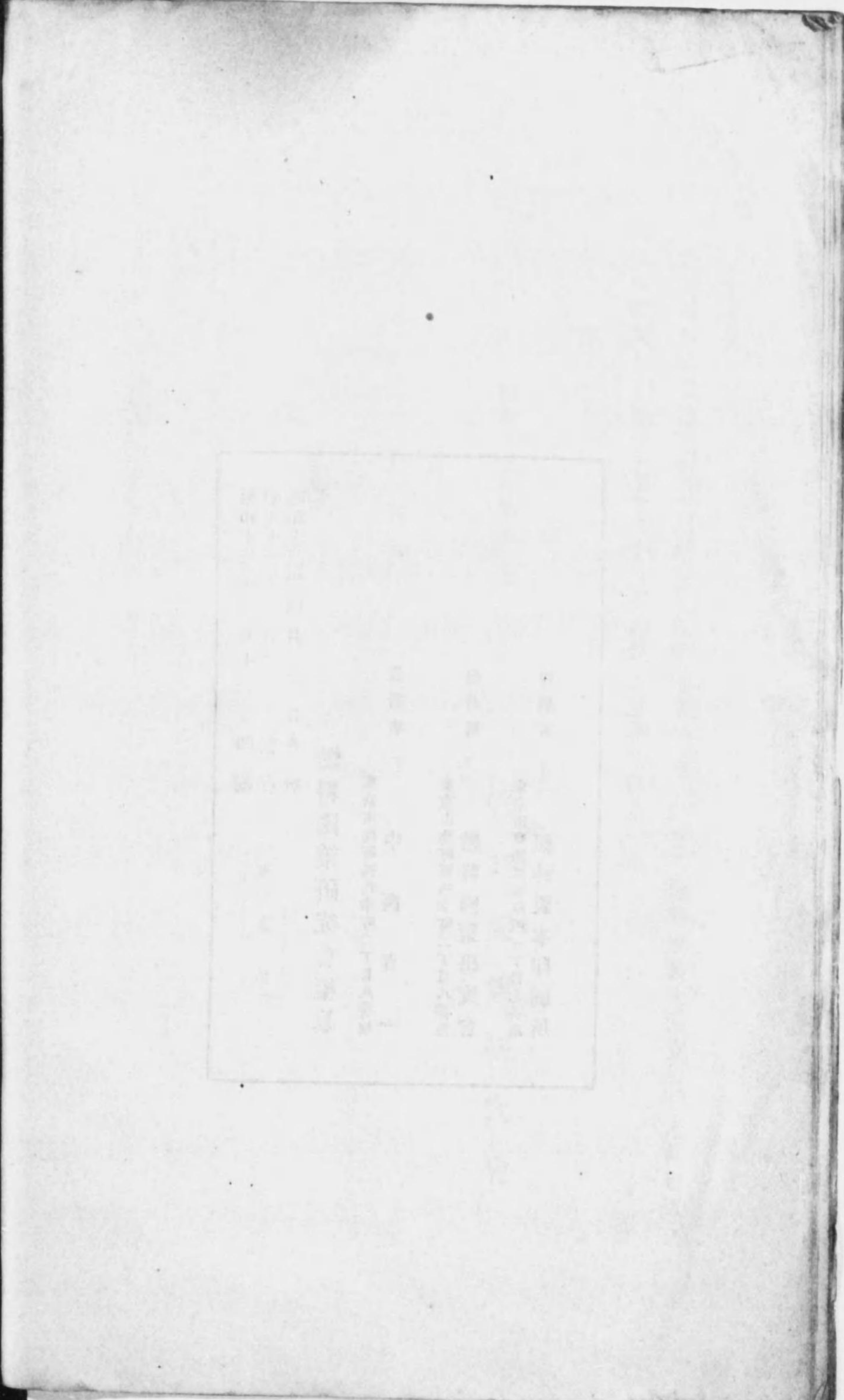
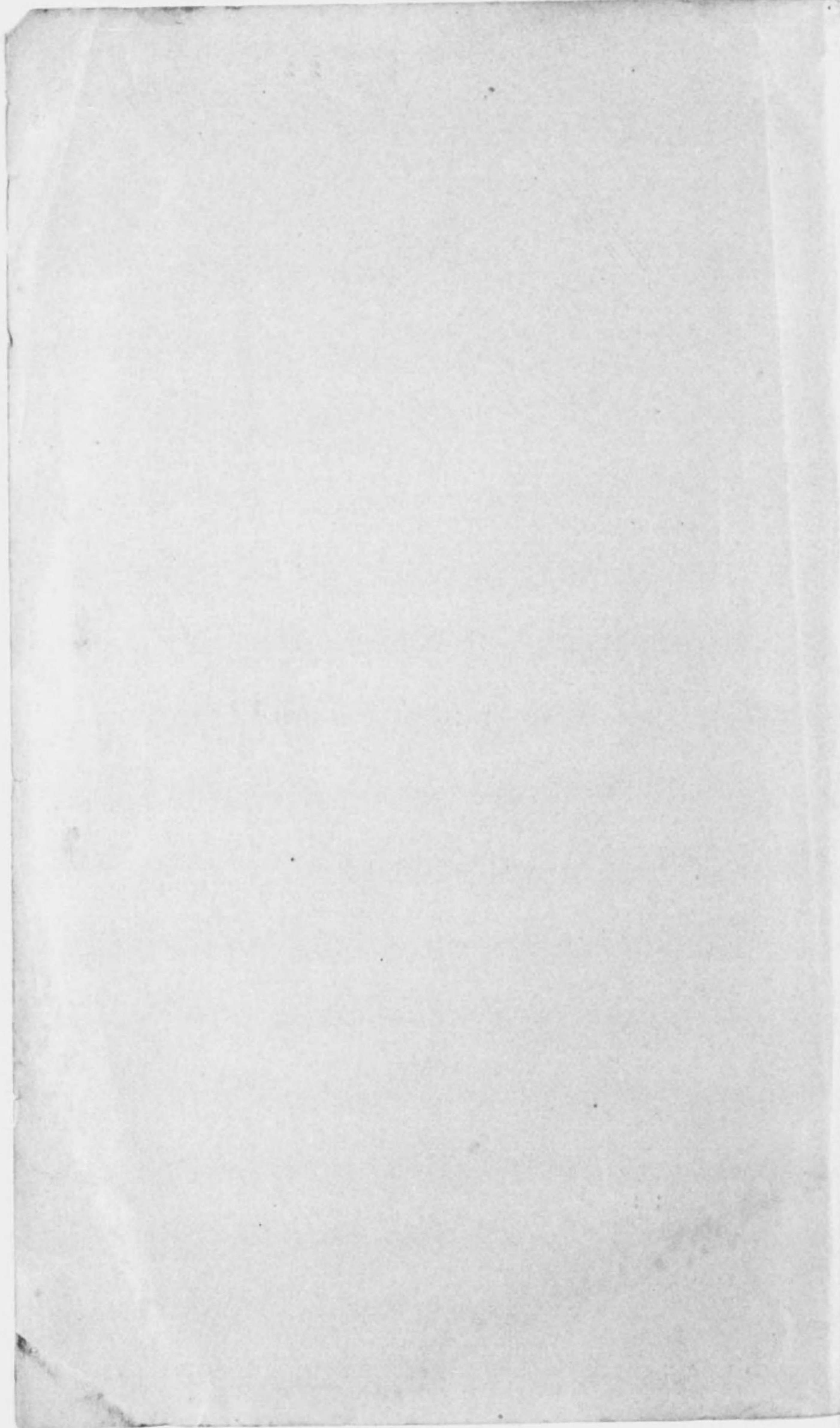
非賣品

燃料國策研究會編纂

發行者 東京市麴町區内幸町二丁目八番地
中西貞一

發行所 東京市麴町區内幸町二丁目八番地
燃料國策研究會

印刷所 東京市京橋區銀座西一丁目七番地
福神製本印刷所



終

